

会社法基礎 第1回レポート

- 1 Bは、競業取引に係る取締役会の承認を受けなかったことにつき、甲社に対する任務懈怠責任を負うか。
- 2 まず、Bが乙社の洋菓子事業の陣頭指揮を執ったことが、競業取引（356条1項1号）に当たるかを検討する。

(1) 競業取引が認められるためには、①「自己又は第三者のために」、②「株式会社の事業の部類に属する」③「取引」をしたことが必要である。

ア ①における「自己又は第三者のために」とは、計算説を採れば、「自己又は第三者の計算で」という意味であり、取引から生じる経済的利益が自己又は第三者に帰属することを指す。何故ならば、会社の事業に深く関与している取締役が、会社の内部情報を利用して競業した場合、会社に大きな損害が生じる可能性が高いので、それを防止するためには、取引の実態に即した規制が必要となるからである。

本問では、Bは乙社株式の90%を取得していることから、Bと乙社をほぼ同視する。しかし、乙社株式の残り10%はDが保有しており、また、Bが乙社の利益を自己への報酬とする事情も見受けられない。代わりに、Bは平成31年4月以降、乙社の顧問に就任し、連日、乙社の洋菓子事業の陣頭指揮を執っていることから、Bは乙社名義で洋菓子事業の取引を行い、その経済的利益は乙社に帰属していると考えられる。

よって、Bは第三者のために取引をしたといえる（①充足）。

イ ②における「株式会社の事業の部類に属する」とは、会社が実際に行っている取引と目的物及び市場が競合しており、会社と取締役との間に利益の衝突をきたす可能性がある取引であることを意味する。これは、定款に規定された会社の目的ではなく、会社が現に行っている取引かどうか判断基準となる。

これを本問についてみると、甲社の乳製品事業部門と乙社の洋菓子事業との間には、商品及び市場における競合はみられない。一方、Bは甲社の洋菓子事業部門で業務の執行を担当しており、他方、Bは乙社の洋菓子事業で陣頭指揮を執っている。また、甲社は洋菓子を首都圏のデパートに販売しており、P商標を付したチョコレートが主力商品となっているのに対し、乙社は関西地方のデパートに販路拡大して以降、Q商標を付したチョコレートが主力商品となっているという共通点が見られる。これらのことから、甲社と乙社は、洋菓子という商品において競合しているといえる。

もっとも、甲社の洋菓子事業は首都圏で展開されているのに対し、乙社の洋菓子事業は関西地方で展開されていることから、両者は地理的に離れており、市場における競合がなさそうに見える。しかし、この点につき、東京地裁昭和56年3月26日判

決は、会社がある事業ないし地域への進出を決意し、既に具体的に準備を進めているような場合には、「事業の部類に属する」といって差支えないと判示している。これによれば、甲社は、平成 31 年 1 月、関西地方への進出を企図して、マーケティング調査会社に市場調査を委託し、委託料として 500 万円を支払っていることから、関西進出のために既に具体的な準備をしていたといえる。

よって、乙社が関西地方のデパートへの販路拡大に成功して以降、乙社の洋菓子事業と甲社の洋菓子事業は市場において競合し、会社と取締役との間に利益の衝突をきたす可能性があるから、乙社の洋菓子事業は甲社の「事業の部類に属する」といえる（②充足）。

ウ ③における「取引」とは、取締役が自ら行った場合に限られず、事実上の主宰者として取引を指揮した場合も含まれる。

本問では、B は乙社株式の 90%を取得し、乙社の顧問に就任して、連日乙社の洋菓子事業の陣頭指揮を執っている。このことから、B は、事実上の主宰者として取引を指揮したといえる（③充足）。

(2) したがって、B が販路拡大に成功した乙社の洋菓子事業の陣頭指揮を執った行為は、競業取引に当たる。

3 次に、競業取引に係る取締役会の承認があったといえるか。

(1) 取締役会設置会社において、取締役が競業取引をしようとする場合には、取締役会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（356 条 1 項柱書・365 条 1 項）。仮に、取締役会における承認を受けなかった場合には、当該行為は法令違反に当たり、取締役は任務懈怠責任を負う（423 条 1 項）。そこで、取締役が競業取引に係る取締役会の承認を受けたか否かが問題となる。

(2) 本問では、確かに、B は、平成 31 年 3 月下旬に開催された甲社取締役会において、A 及び C に対し、「乙社の株式の 90%を取得したので、今後は乙社の事業にも携わる。」と述べている。これに対し、A も C も、特に異議を述べなかったので、一見して取締役会における承認があったように見える。

しかし、B は、乙社の事業内容や、乙社における B の役割については特に説明していなかったため、A 及び C は、乙社の関西地方のデパートへの販路拡大を認識しておらず、当該競業取引について承認したわけではない。

(3) したがって、取締役会において B の競業取引が承認を受けたとはいえないから、B の当該行為は法令違反となり、B に任務懈怠責任が認められる。

4 これを受けて、競業取引によって甲社が受けた損害について検討する。

(1) 取締役が 356 条 1 項に違反して競業取引を行った場合には、当該取引によって取締役又は第三者が得た利益の額が、任務懈怠責任における損害賠償額と推定される（423 条 2 項）。

本問では、B の競業取引によって、乙社の営業利益は、販路拡大前には 200 万円で

あったのが、販路拡大後には 1000 万円に達している。この差額である 800 万円が、B の競業取引と因果関係のある甲社の損害であると推定される。

(2) また、甲社は、関西地方への進出を企図して、マーケティング調査会社に市場調査を委託し、委託料 500 万円を支払っていたが、乙が関西地方において Q 商標を付したチョコレートの販路拡大に成功したことを知り、関西地方への進出を断念している。これにより、当該委託料が無駄となったため、委託料 500 万円もまた、B の競業取引と因果関係のある甲社の損害であるといえる。

(3) 以上より、競業取引により甲社が被った損害額は、乙社が上げた利益 800 万円と委託料 500 万円を合わせた 1300 万円である。

5 したがって、B は、甲社に対し、1300 万円の損害賠償責任を負う。

以上